## 発議第3号 山北町議会議員の定数を定める条例の一部を 改正する条例の制定について反対討論

私は、発議第3号山北町議会議員定数を定める条例の一部を改正する条例の制定 について、反対の立場で討論します。

少子高齢化による人口減少には歯止めもきかず、町税収入の減少などで、財政状況は決して良いとは言えないことは確かではありますが、議員定数 2 名を削減して、本来議会が担うべき、広く町民の声を吸い上げる「民意の吸収」、町政運営における「監視機能」などが果たされていけるかどうか懸念します。

私たち議会では、将来の山北議会のあり方を考えるべく、議員 13 名での「あり方検討委員会」を設置し論点の議論を重ねてきました。

平成27年1月には議会基本条例を制定し、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりに寄与することを目的として、議会改革の柱でもある「議会の見える化」「議員の資質向上」「議員活動と委員会活動の活性化」を推し進めている段階でもあります。議会改革は地域民主主義の実現であり、組織のスリム化や経費の削減を目的とした行政改革とは違います。

町は人口減少により、子育て支援や高齢者福祉だけではなく、林業や農地の利活用・鳥獣被害対策・空き家対策等など数多くの課題が山積しています。この現状の町の将来を見据えた課題解決をしていくためには、議員定数は14名が妥当と判断し、発議3号には反対いたします。